

I 平成 27 年分の年末調整における留意事項等

1 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますので、ご注意ください。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

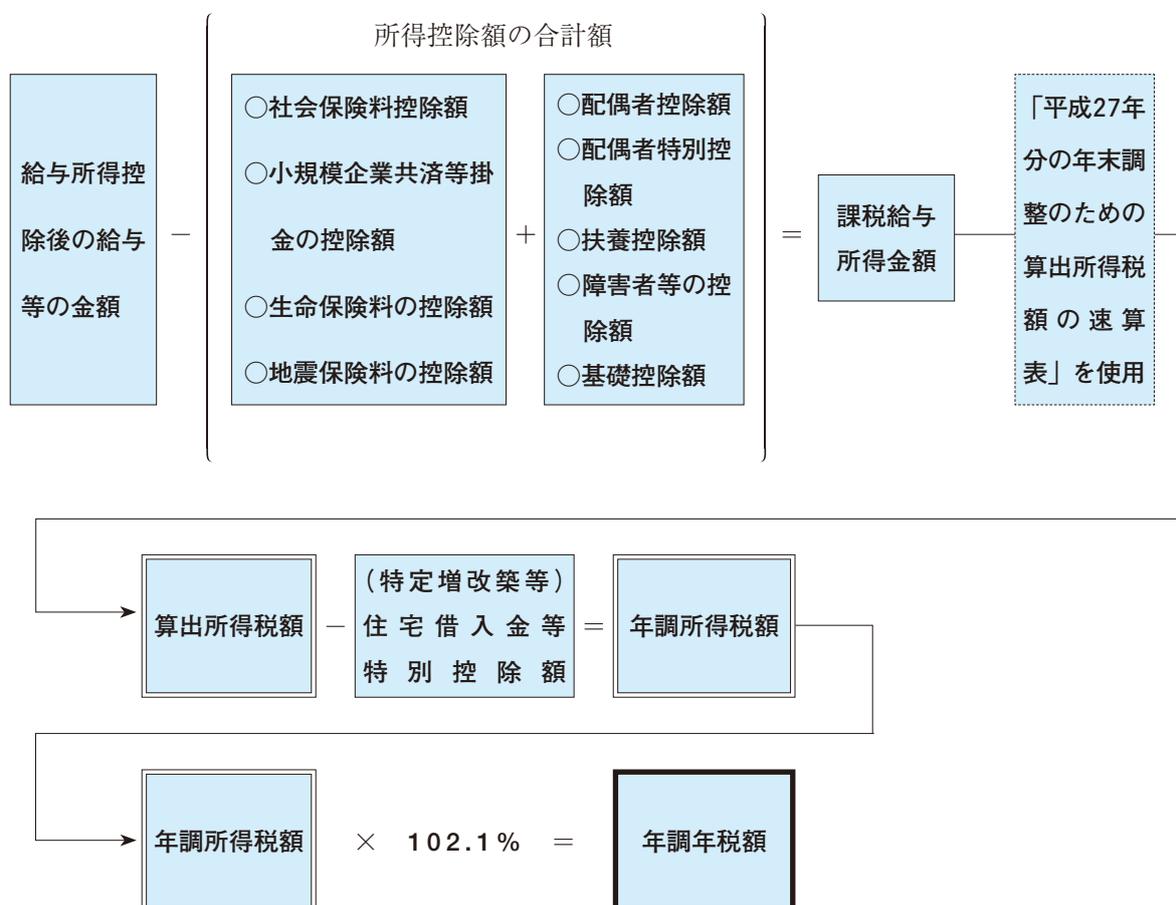
このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。**

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

【年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ】



【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

区	分	金	額	税	額		
給料・手当等		①	5,265,000	円	③	96,450	円
賞与等		④	1,570,000		⑥	51,369	
計		⑦	6,835,000		⑧	147,819	
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	4,951,500		配偶者の合計所得金額		(円)
社会保険料等	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,033,287		旧長期損害保険料支払額		(19,600円)
	申告による社会保険料の控除分	⑪					
控除額	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫			⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額		(—円)
		⑬	115,000				
	生命保険料の控除額	⑭	44,800		⑪のうち国民年金保険料等の金額		(—円)
	地震保険料の控除額	⑮					
	配偶者特別控除額	⑯					
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	1,140,000				
	所得控除額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑱	2,333,087				
	差引課税給与所得金額(⑨-⑱)及び算出所得税額	⑲	(1,000円未満切捨て) 2,618,000		⑲	164,300	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳			㉑	140,000	
	年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)				㉒	24,300	
	年調年税額(㉒×102.1%)				㉓	(100円未満切捨て) 24,800	
	差引(超過額)又は不足額(㉓-⑧)	㉔			㉕	123,019	
	超過額	㉖			㉗		
	不足額	㉘			㉙		

㉒ × 102.1%

○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

2 平成28年から適用される主な改正事項

平成28年から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）や非居住者である親族に係る扶養控除等の適用に関する改正がされています。

詳しくは、70ページをご確認ください。